

見守り 新鮮情報

コインパーキングの 表示をしっかり 確認しましょう

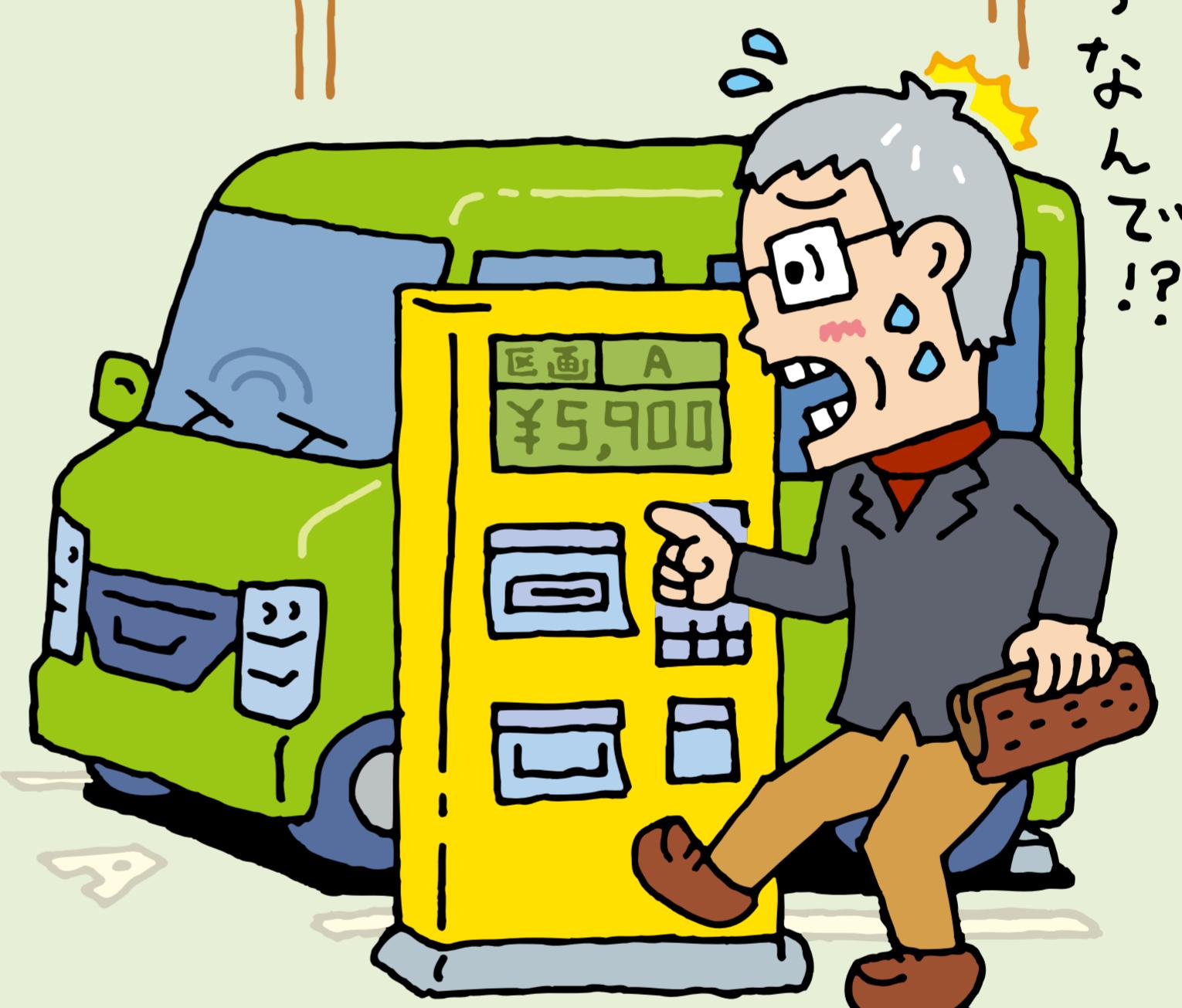
看板に「**24時間最大〇〇円**」と
書いてある**コインパーキング**に
駐車して約**10時間後**に精算したら、
5,900円の料金が表示された。

よく見ると**区画**によっては**割引が
されない**と書いてあり、さらに
駐車場所を見ると、**車止め**に
その旨が書いてあった。
車止めは、駐車した後は
車に隠れるのでほとんど
気づくことができない。もっと
分かりやすく表示すべきだ。

(60歳代 男性)

24時間最大〇〇円

但しA区画は適用外です



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

確認しよう



- コインパーキングの料金表示が分かりにくく、思っていた以上の料金を請求されたという相談が寄せられています。
- 大きな表示だけでなく、可能な範囲で入り口付近や精算機付近の詳細案内に目を通し、入庫前に利用料金やその他利用条件を確認しましょう。24時間最大料金は千円～2千円程度に設定されていることが多いですが、その適用には、回数や場所、時間帯等に細かい条件が付いていることが多く注意が必要です。
- 「ゴールデンウィーク、年末年始、イベント開催時等の混雑時は特別料金だった」というケースも見られます。「特別料金が設定されていないか」「最大料金の適用外でないか」等をもう一度確認しましょう。
- 困ったときには、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

見守り 新鮮情報

事例1

ドライブレコーダーを取り付けたが、SDカードの不良でデータが録画されていなかった。

(70歳代 男性)



©Kuroasaki Gen

事例2 自動車を運転中、交差点で対向車と衝突した。ドライブレコーダーに録画されているはずの映像が記録されていなかった。

(60歳代 男性)

ドライブレコーダーの 映像は定期的に確認！

ひとこと助言

定期的に確認



見守り 新鮮情報

が必要」と片言の日本語で
言われ、**約5万円**を
カード決済した。遠隔操作
で何か作業されたが、
不審な気がしたので**解約**
したいとメールで連絡
したが、返信がない。
(60歳代 女性)

パソコンで**インターネット**を使用していたら、突然大きな**警告音**が鳴り、画面に**ウイルス感染の表示**が出た。驚いて表示されている**電話番号**に連絡すると、「ウイルスに感染している。3年間の**サポート契約**



使用中に偽の警告表示! 慌てて事業者に連絡しないで

ひとこと助言



- 警告画面が表示されても、慌てて事業者に連絡したり、セキュリティソフトやサポート等の契約をしたりしないようにしましょう。
- 事例のような警告画面は偽の表示である可能性が高いと考えられています。表示された警告画面が偽の表示と考えられる場合は画面を閉じましょう。
- 「警告画面が偽かどうかの判断がつかない」「セキュリティソフト等を契約しインストールしてしまった」「警告画面が消えない」等の対処方法については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしたり、情報セキュリティ安心相談窓口に相談したりしましょう。
- 解約しようとしても、手続きがスムーズに進まないケースも見られます。困ったときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

大手電話会社の子会社を名乗る事業者から、「2020年以降 **アナログ回線が廃止**される。今の電話が**使えなくなる**ので光回線に**切り替え**ないか」と電話がきた。不審に思い断ったが、この会社の言っていることは**本当なのか**。(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

固定電話が使えなくなる? IP網への移行に便乗した勧誘に注意

ひとこと 助言



- NTT 東日本と NTT 西日本(以下、NTT 東西)は 2024 年以降、固定電話の IP 網への移行に伴い電話会社内の設備の切り替えを予定しています。
- この設備切替に便乗し、固定電話や固定電話の番号が使えなくなる、といった勧誘文句で営業をする業者に注意しましょう。
- IP 網への移行後も現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。設備切替に伴う手続きや工事も不要です。
- よく分からなければその場で返事はせず、家族や周囲の人々に相談しましょう。
- 不審に思ったら、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等(消費者ホットライン 188)、もしくは NTT 東西の固定電話の IP 網への移行に関する問い合わせ先へご相談ください。

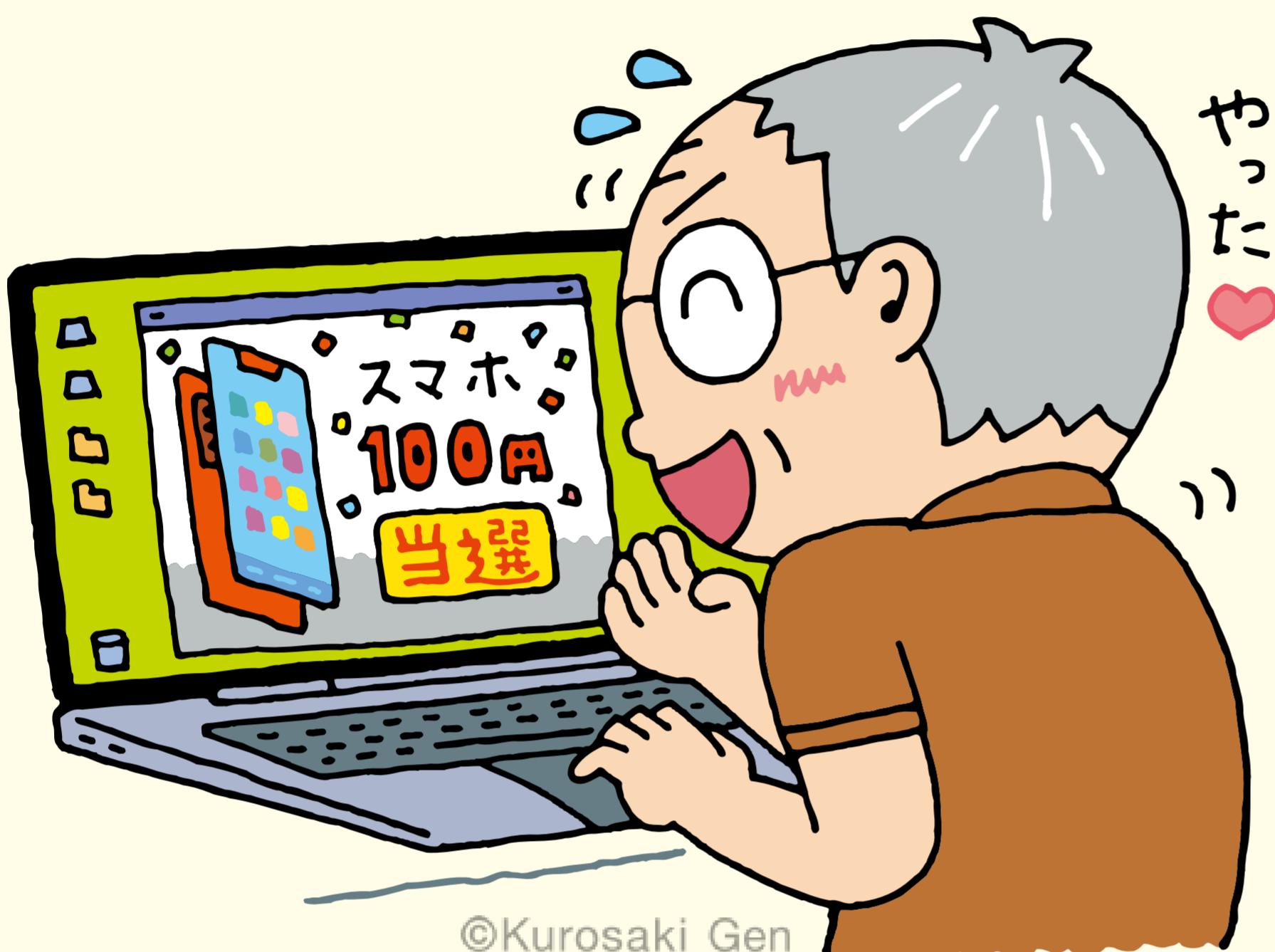
NTT 東日本 0120-815-511

NTT 西日本 0120-190-022

【受付時間】午前 9 時から午後 5 時まで(12月29日から1月3日までを除く)

見守り 新鮮情報

パソコンを使っていたら、ポップアップでアンケートが表示された。「簡単なアンケートに答えると**最新のスマートフォン**が11万円のところ**約100円**で購入できる」と書かれていたので、アンケートに答え、住所、名前、メールアドレス、**クレジットカード番号**を入力した。すぐにメールが2通届いたが、何らかの**サイトに登録**されたというようなことが書いてあった。(60歳代男性)



最新スマホが100円? 実は有料サービスの申し込みだった

ひとこと助言



- パソコンやスマートフォンの画面に、100円や1ドルといった安価で最新スマートフォン等が購入できるという表示がされ、クレジットカード情報を入力したところ、実際には別の有料サービスの申し込みになっていたという相談が寄せられています。
- 手順途中には、よく見ると「キャンペーンに参加する権利」「有料サービスの契約」等と記載されています。個人情報を入力する前に内容をよく確認しましょう。
- 安易に個人情報、特にクレジットカードの情報を入力してはいけません。意図しない契約となってしまった場合は、すぐにカード会社に連絡しましょう。
- 不審に思ったら、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

消費生活センター 一人で悩まず、 気軽に相談を

消費者トラブルの解決のためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところかご紹介します。



Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活に関する**消費者と事業者間のトラブル**について相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い(あっせん)をすることもあります。

Q2 事前に準備しておくとよいものはありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくとよいでしょう。

Q3 どこに電話をすればよいですか？

局番なしの「**188**」におかけください。お近くの消費生活センター等につながります。

Q4 料金はかかりますか？ また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

早めにね！

見守るくん

*寄せられた相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。

見守り 新鮮情報

叔母が、「通帳に3千円しか残っておらず
生活費が無くなつた」と私の母に相談して
きた。母と一緒に叔母の家に行くと、**化粧品**
が山のようにあつた。書類等を
調べると、**長期間**に渡って契約していた
ようで、**約5百万円**も支払っていた。叔母に

よると、担当から
「こちらが質問
すること全てに
『ハイ』とだけ
言うように」と
言われ、契約を
強要されて
いたという。
(当事者: 80歳代
女性)



©Kurosaki Gen

深刻な高齢者の消費者被害 見守りで防止しましょう

ひとこと助言



見守るくん

- 高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が寄せられています。周囲の人が気付いたときには高額の支払い後だったというケースも見られます。
- このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻繁に連絡を取っておき、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。
- 少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。家族や周囲の方も相談できます。

見守り
新鮮情報

まつ毛美容液 目の痛みや 契約トラブルも



ネット通販で、**まつ毛美容液**を購入した。1回目はお試し価格で安かった。使い始めて10日ほど経つと**目の周りが腫れて**きたので皮膚科を受診したところ、アレルギーと診断された。2回目の商品が届いたので**解約**の連絡をすると、1回目のお試し価格と通常価格との**差額約1万円**を支払うよう言われた。(60歳代 女性)

ひとこと助言



- 「まつ毛美容液」を使用して、まぶたなど、肌に赤み、かゆみ、痛み、腫れなどの異常や、目に痛みや違和感があらわれたときには、すぐに使用を中止し、症状によっては皮膚科や眼科を受診しましょう。その際、商品を持参するとよいでしょう。
- ネット通販の場合、1回だけのつもりで購入したものの定期購入となっていて、トラブルが生じているケースが多くあります。購入の条件等詳細をよく確認することが大切です。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。